社会福祉法人都城市社会福祉協議会　平成２９年度第４回理事会　議事録

招集通知年月日　平成３０年２月１４日（水）
開催日時　平成３０年３月１４日（水）１３時３０分～１５時０５分
開催場所　都城市総合社会福祉センター３階大集会室
出席した役員　理事９名（理事定数６名以上１０名以内）
米吉春美、坂元晃、杉田淳一郎、村吉昭一、島津久友、西河邦博、朝倉脩二、田村治義、立山静夫
監事３名（監事定数２名以上３名以内）
髙野眞、柿木一範、坊野国治
欠席した役員　理事１名
杉元智子
説明のため出席した職員　事務局１０名
中村健児、櫻田賢治、上野誠、黒原清美、下徳吉弘、木下夕子、花岡克美、児玉誠、星村太一、宮川文映
招集者出席の有無　会長　島津久友　出席
議事の結果

定刻に至り、事務局櫻田賢治が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、杉田淳一郎理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、髙野眞監事、柿木一範監事、坊野国治監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第　５号	職務執行状況について	承認
報告第　６号 専決第４号 専決第５号	専決処分した事件の報告について ・平成２９年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第５号）の専決処分について ・平成２９年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第６号）の専決処分について	承認
議案第１７号	規程の制定・廃止について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款細則の一部を改正する細則の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会事務局規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会ボランティア・福祉共育おうえんセンター設置規程の廃止について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程の制定について	可決

	・社会福祉法人都城市社会福祉協議会資金運用規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員の時差勤務に関する規程の制定について ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会法令遵守規程の一部を改正する規程の制定について	
議案第１８号	平成２９年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第７号）について	可決
議案第１９号	平成３０年社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について	可決
議案第２０号	平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入支出予算（案）について	可決
議案第２１号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について ・公用車４台リース業務委託契約について ・平成３０年度都城市総合社会福祉センター清掃業務委託契約について ・平成３０年度都城市総合社会福祉協議会広報紙印刷業務委託契約について	可決
議案第２２号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会平成２９年度第３回評議員会の開催について	可決

終　了　時　刻　　１５時０５分

議　事　の　経　過

杉田淳一郎議長「議長を務めますのでよろしくお願いします。」

事務局中村健児「ここで、議事に入る前に、事務局より議長にお諮りしたいことがあります。議案第１７号と議案第１８号の順番の差し替えをお願いしたいと考えております。議案第１７号は人事院勧告に伴う人件費組替えの補正予算です。議案第１８号は、諸規程の制定・廃止についてですが、第１８号の中に給与規程の改定が含まれています。議案番号の順番を入れ替えて、給与規程の改定を審議後、補正予算の審議をお願いいたします。」

議長「今、事務局より説明がありましたが、議案第１７号と議案第１８号の議案番号を入れ替えて審議することに関しては、いかがでしょうか。」

全員、“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第１７号と議案第１８号は順番を入れ替えて、審議を進めることにいたします。」

議長「それでは議事に入ります。報告第５号職務執行状況について、説明をお願いいたします。職務執行状況については、定款第２１条第５項の規定により会長・常務理事が行うとありますので、島津久友会長、西河邦博常務理事にお願いします。」

島津久友会長「社会福祉法第４５条の１６第３項及び定款第２１条第５項の規定に基づき、会長の職務執行状況について報告いたします。」（以下、資料に基づいて説明）

西河邦博常務理事「社会福祉法第４５条の１６第３項及び定款第２１条第５項の規定に

基づき、常務理事（業務執行理事）の職務執行状況について報告いたします。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「質問はございませんか。」
議長「質問がなければ、報告事項ということで、ご承認いただきたいと思います。」

議長「続きまして、報告第６号専決処分した事件の報告について、事務局より説明をお願いいたします。」
事務局中村健児「２件専決処分した事件があります。定款第２８条第１項第１号の規定に基づき、理事会に報告するものです。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「他に質問はございませんか。報告事項ということで、ご承認いただきたいと思います。」

議長「続きまして、議案第１７号諸規程の制定及び廃止について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。」
事務局中村健児「議案第１７号諸規程の制定及び廃止について、定款細則第１５条第１項第１０号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「質問はございませんか。」
髙野眞監事「保育課の名称を子育ち応援課に課名変更とありますが、事業計画書の中には子育て応援基金という記述もあります。子育てと子育ちの違いがあるのでしょうか。」
「子育ては、こどもを育てる親目線で支援をしていくことであり、子育てを支援することで、親世代の働きやすさ、地域における関わりを円滑にしていく視点が強いものであると考えます。子育ちは、子どもの育ち、乳幼児から小中学校を経て、どのように育っていくか、それを支援していくものだと考えます。また、全国的に児童虐待の問題等もありますが、保護者の育ち、保護者がきちんと関わりを作っていくことが重要です。地域もどのように関わっていけば良いのかも含めて、専門職がきちんと支援をしていきます。」
髙野眞監事「はい、わかりました。」
議長「他に質問はございませんか。」
朝倉脩二理事「４９ページには、この規程は交付の日から施行し、平成２９年１０月１日から適用する、と記載がある。一方、４６ページを見ると、平成３０年３月１４日制定と読み取れます、これはどうゆうことでしょうか。」
事務局中村健児「制定日は平成３０年３月１４日ですが、平成２９年１０月１日に遡って適用するという意味です。」
朝倉脩二理事「はい、わかりました。」
議長「他に質問はございませんか。」
全員、“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第１７号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第１８号平成２９年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入支出補正予算（第７号）について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。」
事務局中村健児「議案第１８号平成２９年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入
支出補正予算（第７号）について、定款細則第１５条第１項第１０号の規定に基づき、

理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「質問はございませんか。」
全員、“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第１８号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議長「次に、議案第１９号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）と第２０号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入支出予算（案）については、関連がありますので、一括で審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。」
事務局中村健児「議案第１９号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）と第２０号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入支出予算（案）について、定款細則第１５条第１項第１号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「質問はございませんか。」
朝倉脩二理事「新規事業の中で、地域力強化推進事業と多機関協働包括的支援体制構築事業があり、予算がそれぞれ１，５００万円計上されていますが、ほとんど人件費ではありますが、どのような事業を実施されるのでしょうか。」
事務局中村健児「地域力強化推進事業については、正職員を２名配置し、我が事・丸ごとの地域づくりをキーワードに、地域共生社会を作っていくものです。現在、１５地区社会福祉協議会が地域福祉の推進母体となっており、都城市社会福祉協議会より１５人の職員を地区担当職員として配置しています。地域住民と共に地域の課題を把握し、ニーズをとらえ、解決に向けて取り組んでいきます。また多機関協働包括的支援体制整備事業については、市社協でどのような相談も受け止めて、様々な多機関と協働しながら解決に向けて取り組んでいくというしくみを作るという取り組みになります。」
朝倉脩二理事「市社協で相談対応のしくみとして、ワンストップサービスを作るということでしょうか。」
事務局中村健児「そのような取り組みになります。」
朝倉脩二理事「はい、わかりました。」
米吉春美理事「地域包括支援センターについて質問です。我々がまず最初に相談するところは地域包括支援センターになるわけですが、人員が少なくて、すぐに対応できない状況にあるのではないかという不安があります。人員増は考えていないのですか。」
事務局中村健児「市からの委託事業として２ケ所の地域包括支援センターを受託しております。もちろん行政とも協議はすすめておりますが、すぐに人員が増えるわけではありません。今後も行政と協議をすすめていきたいと考えております。」
米吉春美理事「はい、わかりました。」
議長「他に質問はございませんか。」
全員、“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第１９号第２０号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議　長「続きまして、議案第２１号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。」
事務局中村健児「議案第２１号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結

について、定款細則第１５条第１項第１１号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）
議長「何か質問はございませんか。」
全員、“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第２１号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議　長「続きまして、議案第２２号平成２９年度第３回評議員会の開催について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。」
事務局中村健児「議案第２２号平成２９年度第３回評議員会の開催について定款第１４条第１項及び定款細則第５条第１項の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」(以下、資料に基づいて説明)
議長「質問はございませんか。」
全員、“異議なし”の声あり、
議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第２２号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

平成３０年　３月１４日

会長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印